

I. 平成24年度予算総括

1. 平成24年度予算の基本方針

未曾有の大災害となった東日本大震災による被災地域における復興等への取組みの推進が求められている。また、経済活力の源泉である都市について、魅力と国際競争力を高め、その再生を実現することが求められている。さらに、地域経済の活性化と雇用の創出等による地域の再生も求められている。

このため、東日本大震災からの復興、良好な都市環境の形成及び都市の国際競争力の強化等に資する市街地整備事業を推進する。

【東日本大震災からの復興の推進】

東日本大震災は、被害が甚大で、被災地域が広範にわたるなど極めて大規模なものであり、被災地域における社会経済の再生のため、将来を見据えた復興へと取り組みを推進していかなければならず、被災都市においては、中枢機能の復興のための市街地の整備が求められている。

このため、都市再生区画整理事業（被災復興土地区画整理事業等）、津波復興拠点整備事業及び市街地液状化対策事業等の実施を通じて、被災地のニーズに適切に対応した被災市街地の復興整備を強力に支援する。

また、国として被災した地域における市街地整備事業の運用についてガイダンスをとりまとめ、津波被災県等に周知したところであり、円滑かつ迅速な事業実施と被災地の一日も早い復興を図る。

【良好な都市環境の形成】

環境や景観への意識が高まる中、市街地においては歴史、文化、風土等の地域の個性を重視した美しい景観を形成することが求められているため、平成20年5月に公布された地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律等を活用しつつ、歴史的資産を活かした市街地整備、土地区画整理事業における美しい景観の形成並びに、都市再生整備計画事業による個性あふれるまちづくりを推進する。

また、地球温暖化や東日本大震災を契機とした自然エネルギー・未利用エネルギーの活用へのシフトという社会的要請を踏まえ、エネルギー面的利用推進事業（先導的都市環境形成促進事業の拡充）を創設し、地球環境問題に対応した低炭素型都市づくりを推進する。

【都市の国際競争力の強化】

成長著しい中国、シンガポール等に比べ、アジアでの経済社会における地位が急激に低下しつつある我が国の大都市において、国際競争力の強化を図るためには、交通利便性や業務機能の集積の程度が高く、経済活動が活発な国際的なビジネス拠点となる地域を形成していく必要がある。

このため、都市再生特別措置法に基づき、国が都市の国際競争力強化の観点で指定する特定都市再生緊急整備地域において、国際競争拠点都市整備事業により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備について支援を行う。

また、細分化された土地を集約・整形して一体的敷地として有効利用するため、街区を構成する区画道路等公共施設の配置や構造を再編することにより大街区化の推進を図る。

【集約型都市構造への転換】

我が国の都市は、高度経済成長と人口増加に伴う急速な都市化が進み、拡散型の都市構造となってきたが、人口増加も頭打ちとなる中で、環境と共生した持続可能な循環型社会の構築が求められており、コンパクトな市街地に改編して都市構造の集約化を実現することが必要となっている。

このため、既成市街地の再生を重点的に推進することとして、中心市街地等において、徒歩・自転車圏内に多様な都市機能が集積した魅力的な拠点市街地が形成されるよう、都市機能の適切な立地誘導等を図る。

特に、地方都市の中心市街地等においては、規模や用途などを地域の経済状況・周辺環境を踏まえた内容とする「身の丈にあった計画」に誘導しつつ、賑わいをもたらす都市機能の導入など、地域活性化の取組みを推進する。

【安全・安心な市街地形成】

防災上の課題を抱える密集市街地については、多くの隘路を抱えていることから、その整備・改善の速度の加速化が必要である。

このため、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築等により、20世紀の負の遺産の代表である密集市街地の解消を図る事業を推進する。

2. 平成24年度市街地整備課関係予算総括表

(単位：百万円)

区 分	24年度(A)		前年度(B)		倍率(A/B)	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
(一般会計)						
都市再生推進事業	19,881	8,225	10,284	5,688	1.93	1.45
都市再生総合整備事業	1,672	1,174	1,714	1,174	0.98	1.00
都市再生区画整理事業	324	108	36	12	9.00	9.00
国際競争拠点都市整備事業	17,885	6,943	8,318	4,394	2.15	1.58
都市再生関連道路事業	0	0	216	108	皆減	皆減
市街地再開発事業等	59,414	2,873	38,440	1,747	1.55	1.64
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	59,414	2,873	0	0	皆増	皆増
先導型再開発緊急促進事業	0	0	38,440	1,747	皆減	皆減
都市開発事業調査等	448	448	448	448	1.00	1.00
(社会資本整備事業特別会計道路整備勘定)						
土地区画整理事業	1,368	684	1,453	727	0.94	0.94
(社会資本整備事業特別会計業務勘定)						
用地先行取得資金融資	1,734	0	3,418	0	0.51	—
土地区画整理事業資金融資	8,998	0	5,808	0	1.55	—
市街地再開発事業等資金融資	10,330	0	5,660	0	1.83	—
(行政経費)						
先導的都市環境形成促進事業	1,501	773	754	476	1.99	1.62
都市環境形成促進調査	209	209	233	233	0.90	0.90
先導的都市環境形成促進事業費補助金	1,292	564	521	243	2.48	2.32

(注) 1. 土地区画整理事業資金融資及び市街地再開発事業等資金融資の事業費は、地方公共団体から組合等への貸付額（この2分の1を国から地方公共団体に貸付け）、国費は一般会計からの繰入額である。

2. 本表のほか、平成24年度国費として、

①社会資本整備総合交付金 1,439,530百万円（東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費を除く）がある。

②内閣府計上の地域自主戦略交付金 675,439百万円及び沖縄振興公共投資交付金 77,116百万円がある。

③東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（下表）がある。

東日本大震災復興特別会計

(24年度国費、単位：百万円)

区分	復興	全国防災	計	備考
東日本大震災復興交付金	286,760	0	286,760	
社会資本整備総合交付金	26,676	146,230	172,906	
市街地再開発事業費補助	0	1,590	1,590	都市局所管分
都市開発事業調査費	100	0	100	

④土地区画整理事業調査及び市街地再開発事業等調査がある。

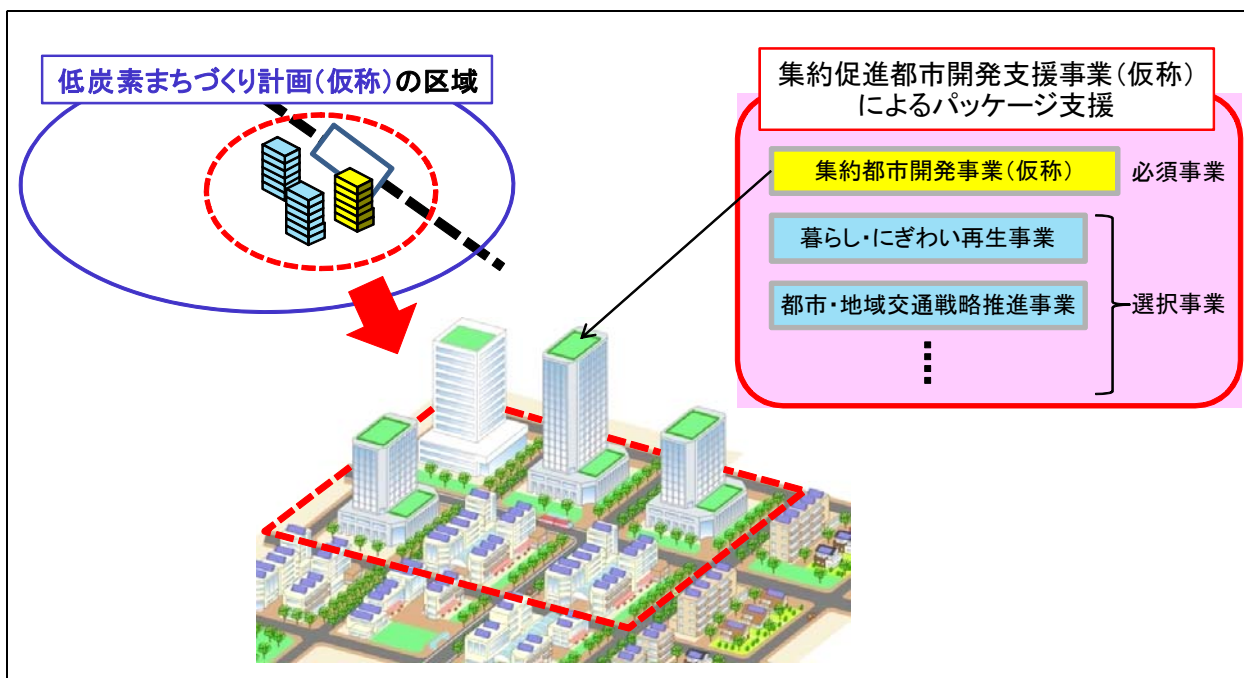
⑤民間まちづくり活動促進事業 167百万円がある（まちづくり推進課、都市計画課及び公園緑地・景観課所管分を含む）。

3. 新規・拡充事項

(1) 集約促進都市開発支援事業の創設

低炭素・循環型の都市の実現に向けた計画的な取組の促進を図るため、地方公共団体が策定する「低炭素まちづくり計画（仮称）」の区域内において、省エネルギー及び都市機能の集約という観点で都市の低炭素化に資するものとして市町村長の認定を受けて民間事業者が行う医療・福祉（医）、業務（職）、住宅（住）等多数の者が利用する建築物を整備する「集約都市開発事業（仮称）」と、その関連事業を一体的に支援する助成制度として、社会資本整備総合交付金の基幹事業の一つに「集約促進都市開発支援事業（仮称）」を創設する。

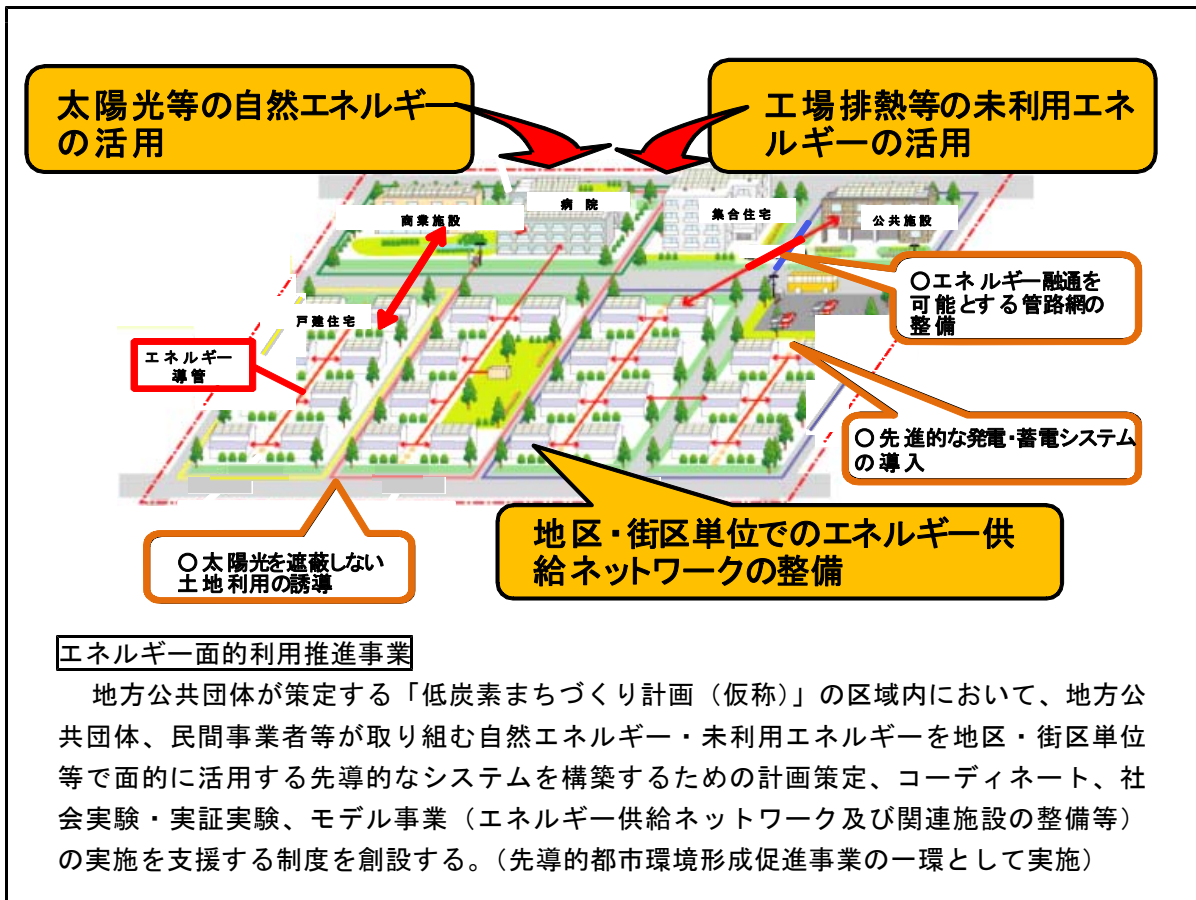
【集約促進都市開発支援事業（仮称）のイメージ】



(2) エネルギー面的利用推進事業の創設（先導的都市環境形成促進事業の拡充）

地球温暖化や東日本大震災を契機とした自然エネルギー・未利用エネルギーの活用へのシフトという社会的要請を踏まえ、太陽光や工場排熱等の活用促進を図るため、市街地整備の一環として、これらエネルギーを地区・街区単位等で面的に活用するシステムを構築するための支援を行う。

[エネルギー面的利用イメージ]



(3) 市街地再開発事業等資金融資の拡充

現行制度上、市街地再開発事業の施行者が保留床を公募により処分することができず、保留床管理法人に当該保留床を取得させる場合において、施行者が保留床の全部又は一部を賃貸していた場合、当該保留床の取得費用は保留床取得資金貸付金の貸付対象外となっているが、災害、経済事情の変動等の理由により、やむを得ず賃貸することもあることから、以下の条件を満たす場合に限り、当該保留床の取得費用を貸付対象に追加することにより、市街地再開発事業の推進を図る。

- ・ 施行者の責に帰すことができない理由により賃貸するものであること
- ・ 一時的な使用であることが明らかであること
- ・ 使用期間が18ヶ月以内であること